

吹田市地域自立支援協議会設置要領

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域づくりのために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、関係者が共同して地域の障がい福祉に関する課題を協議する場として、吹田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の中立性・公平性の確保及び適正な実施に関すること。
- (2) 困難事例への対応及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関等によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げる機関及び団体（以下「機関等」という。）から、市長が選任する。

(任期)

第4条 委員の選任期間は、2年とする。ただし委員がかけた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

- 2 委員は、再度選任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の選任期間は、委員の選任期間とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会は、会長が招集する。会長が欠けたときは、副会長が招集し、会長及び副会長がともに欠けたときは、市長が招集する。

- 2 会長が協議会の議長となり、議事を整理する。
- 3 協議会は、年1回以上開催し、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(運営委員会)

第7条 協議会は、別表2に掲げる機関等の実務担当者で構成する運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて開催する。
- 3 運営委員会に座長及び副座長各1名を置く。
- 4 運営委員会の運営は、協議会の例による。

(地域会議)

第8条 協議会は、障がい児者相談支援事業者、障がい者相談支援センター、基幹相談支

援センター等の担当で構成する地域会議を設置する。

2 地域会議は、年1回以上開催する。

(専門部会)

第9条 協議会は、必要に応じ、所管事項に関する特定の事項について調査及び検討を行うために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、所管事項に関する特定の事項にかかわる機関等の実務担当で組織する。

3 専門部会の設置及び統廃合は、運営委員会が障がい者支援の動向を踏まえて決定する。

(意見の聴取等)

第10条 協議会、運営委員会、地域会議及び専門部会(以下「協議会等」という。)は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉室において処理をする。

(個人情報の保護)

第12条 協議会等の委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。

2 吹田市地域自立支援協議会運営要領(平成20年12月1日制定)は、廃止する。

3 この要領施行後、最初の委員となった者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命のあった日から平成24年4月30日までとする。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附則

この要領は平成25年2月28日から施行する。

附則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年5月1日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	団体等
障がい者相談支援事業者	(1) 障がい者相談支援事業者
障がい福祉サービス事業者 及び障がい児・者支援施設	(2) 指定障がい福祉サービス事業者（居宅介護事業所）
	(3) 指定障がい福祉サービス事業者（共同生活援助事業所）
	(4) 障がい児支援施設（通所施設）
	(5) 障がい者支援施設（通所施設）
障がい者及び家族	(6) 市内の障がい者及び家族のうち市長が指名する者 （身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、家族）
教育・児童機関	(7) 大阪府立吹田支援学校
	(8) 大阪府立箕面支援学校
	(9) 大阪府吹田子ども家庭センター
	(10) 市内小・中学校
	(11) 市内幼稚園
医療機関	(12) 吹田市医師会
	(13) 吹田市歯科医師会
	(14) 市内病院
就労支援機関	(15) すいた障がい者就業・生活支援センター
公共的団体	(16) 吹田市民生・児童委員協議会
	(17) 吹田市社会福祉協議会
	(18) 吹田市ボランティア連絡会
関係行政機関	(19) 大阪府吹田保健所
	(20) 吹田市市民部
	(21) 吹田市都市魅力部
	(22) 吹田市児童部
	(23) 吹田市福祉部
	(24) 吹田市健康医療部
	(25) 吹田市教育委員会
	(26) 吹田市消防本部

オブザーバー

就労支援機関	(1) 淀川公共職業安定所
--------	---------------

別表 2 (第 7 条関係)

区分	団体等
障がい者相談支援事業者	(1) 障がい者相談支援事業者
障がい福祉サービス事業者及び障がい児・者支援施設	(2) 指定障がい福祉サービス事業者 (居宅介護事業所)
	(3) 指定障がい福祉サービス事業者 (共同生活援助事業所)
	(4) 障がい児支援施設 (通所施設)
	(5) 障がい者支援施設 (通所施設)
障がい者及び家族	(6) 市内の障がい者及び家族のうち市長が指名する者 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、家族)
地域福祉支援機関	(7) 吹田市社会福祉協議会
教育・児童機関	(8) 大阪府立吹田支援学校
	(9) 大阪府吹田子ども家庭センター
就労支援機関	(10) すいた障がい者就業・生活支援センター
関係行政機関	(11) 大阪府吹田保健所
	(12) 吹田市都市魅力部地域経済振興室
	(13) 吹田市児童部こども発達支援センター
	(14) 吹田市福祉部障がい福祉室
	(15) 吹田市健康医療部保健センター
	(16) 吹田市学校教育部指導室

オブザーバー

就労支援機関	(1) 淀川公共職業安定所
--------	---------------